

## 「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

——学校音楽教科書の中国音楽用語カタカナ現地音表記から  
考える楽器名表記のあり方——

明木茂夫

要旨 現行の学校音楽教科書における諸外国の民族音楽の項目では、中国音楽用語にカタカナ現地音表記が採用されており、例えば「琵琶」を「ピーパー」とする如く、基本的に漢字を添えず、中国語読みに準じたカタカナが用いられている。これは、平成元年(1989)の『学習指導要領』の改訂により「諸外国の民族音楽」を音楽科の指導に取り入れることが定められ、それを受けて『教育用音楽用語』が改訂され、その際に中国音楽用語がカタカナ化されたことに由来する。しかし従来の常識的表記を排除し、中国音楽用語を中国語読みのカタカナ外来語としたその根拠は記されていない。恐らく楽器の名称は現地での呼び名によるという原則を、漢字表記の楽器名にまで当てはめようとしたためだと考えられるが、そのことが同じ種類の楽器名を産地により別扱いすることを招き、その結果楽器の伝播や変容に関する記述をことさら分かりにくくしている可能性がある。

キーワード 音楽教科書 教育用音楽用語 中国音楽用語 中国楽器名 カタカナ現地音表記 外来語の表記

### 日本音乐教科书中中国音乐用语所采用的书写方式

——汉字为主与表音字母为主：其得与失——

提要 日本中小学所使用的国家检定音乐教科书中，除了日本音乐与西方古典音乐之外，均有“世界各地民族音乐”的项目，中国音乐也包含在其内。本文要探讨的是日本音乐教科书中中国音乐用语的表达方式，尤其是中国乐器名称的书写方式。中国乐器的日语名称书写方式有两种：同字异音方式与当地读音方式。传统方式是前者，用汉字写，用日语读，不用汉语读音。换言之，字同

而读音却不同的方式，也就是以文字为主的方式。而音乐教科书采用的却是后者，不使用汉字，按照汉语读音而读，写起来就使用片假名（日语表音文字）。这是比较侧重于发音的一种方式，其缺点为：虽然近似于汉语读音，但不完全正确。使用汉字的传统书写方式与现代音乐教科书所用片假名的书写方式之间存在很大的差异，这势必会影响对乐器名称的认知和理解，笔者较为忧虑。

关键词 日本中小学音乐教科书 音乐课本 教育用音乐用语 中国音乐用语  
中国乐器名称 片假名 外来语书写方式

## はじめに

図1をご覧ください<sup>1)</sup>。この楽器、私は「琵琶」だとばかり思っていたのだが、学校の音楽教科書では「ピーパー」と言うらしい。また図2は、西アジアの楽器「ウード」に関する説明で<sup>2)</sup>、そこにははっきり「琵琶、ピーパー、リュートの祖と言われていいます」と書かれています。つまり「琵琶」と「ピーパー」とが別の楽器として扱われているということである。どうもこれは、「琵琶」は中国語で「ピーパー」と読みます、というような単純な話ではなさそうである。

私は以前、学校の地理の教科書や



図1



図2

- 1) 『中学生の音楽 2・3下』[27教芸／音楽824] 口絵9。以下教科書については、教科書検定に際して用いられる教科書出版社の番号と略称（教育芸術社=27教芸、教育出版=17教出）、及び教科書の科目と番号を用いる。
- 2) 『音楽のおくりもの 中学音楽2・3上』[17教出／音楽825] p.41

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

地図帳の中国地名が「シェンヤン」「チョンツー」「シェンシー」など全てカタカナ現地音表記になっていること、そして歴史の教科書の人名も「孫文」<sup>スンウエン</sup>「蒋介石」<sup>チアンチエシー</sup>「毛沢東」<sup>マオツオートン</sup>とカタカナ現地音表記になっていることに驚いて、このカタカナ表記を誰がいつ何のために教科書や地図帳に導入したのかを探り、その結果を『中国地名カタカナ表記の研究——教科書・地図帳・そして国語審議会』として上梓した<sup>3)</sup>。その調査の過程で、東京・千石の教科書図書館に開館から閉館まで連日入り浸っていた時、休憩がてらにふと手にした音楽の教科書にカタカナ中国楽器名を見つけて、またまた驚いた。その後このカタカナ楽器名がいつ頃から音楽の教科書に導入されたのか、その意図するところは何だったのかを調べ始めたのだが、社会科と異なり、その根拠となる文献がなかなか見つからない。とりあえず本稿では、現在までに入手した資料を基に、その意図するところや問題点などについて論じてみたいと思う。

## 1. 音楽教科書における中国音楽用語の現地音式カタカナ表記

現在の音楽教科書では日本の歌や西洋クラシックといったものばかりではなく、ポップスやジャズやロック、アニメソング、そして世界各地の民族音楽といった分野がとり上げられている。それはそれで大変結構なことなのだが、しかしその基礎となる楽器名が、中国音楽に限っては従来の常識的表記とは異質なカタカナ現地音となっていて、違和感を抱かざるを得ない。近年の音楽教科書に見かける中国楽器用語には「ピーパー」「アルファー」「グーチン」「グージョン」「ディーズ」といったものがある。本誌の読者には中国語の達人の方が多かるう。これ、何の楽器だかお分かりだろうか。それぞれ「琵琶」「二胡」「古琴」「古箏」「笛子」である。

さらに「ミングー」と「ジンジュ」というのも複数の教科書に登場してい

---

3) 拙著『中国地名カタカナ表記の研究——教科書・地図帳・そして国語審議会』東方書店、2014年

るのだが、何だかお分かりだろうか。これは楽器名ではなく音楽用語なのでやや難しい。実は「民歌」と「京劇」なのである。ちょっと待て、「民歌」なんてカタカナにしなければならないものなのだろうか。「京劇」を「ジンジュ」と呼ぶことで、児童生徒に何を教えようとしているのだろうか。「ジンジュ」などというカタカナ読みでは当然中国人には通じない。では英語など西洋語の中にアルファベットで綴られる中国語の語彙を認識するのに役立つかと言えば、残念ながら「京劇」は英語で「Peking Opera」や「Beijing Opera」と言うので、結局役に立たない。

続いて図3をご覧ください。  
高校用『MOUSA 2』の「世界の諸民族の音楽」というページの、I「声による表現に注目しよう」の項目の②「中国・雲南地方の対歌」である（以下、下線は全て明木による）。



図3

### 中国・雲南地方の対歌

対歌は雲南地方のイ族やペー族など、多くの少数民族に伝わる、若い男女の歌の掛け合い（山歌ともいう）である<sup>4)</sup>。

項目のタイトルには「対歌」とある。ところがすぐ下の本文には「山歌」とある。つまり「歌」と言った舌の根も乾かぬうちに「歌」と読んでいるわけである。一体「歌」の読みは「ガ」なのか「グー」なのか。中国語のできる人の監修を全く経ていないのではないかと思えるが、これは『教育用音楽用語』の表記とも関係する可能性があるので、後述する。

実はその前の検定に合格していた同じ出版社の『MOUSA 1』でもこの「シャングー」はとり上げられていた。図4をご覧ください。そこには、  
雲南地方のシャングー（山歌）五印山イ族山歌『情歌』

イ族は独自の文字をもち、創世神話などの口誦伝承も豊富に残されてい

4) 『MOUSA 2』[27教芸／音II 303] p.46

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

る。男女が歌い合うシャングーは、かつてはイ族に限らず雲南省の少数民族ではよくみられた<sup>5)</sup>。

ユナン  
●雲南地方のシャングー(山歌)五印山イ族山歌『情歌』  
雲南省内には25の少数民族がいるといわれているが、その中で最大の人口を誇るのがイ族である。イ族は独自の文字をもち、創世神話などの口誦伝承も豊富に残されている。男女が歌い合うシャングーは、かつてはイ族に限らず雲南省の少数民族ではよくみられた。今は自然

このタイトル、このままでは生徒から見てどこで切れるか分からないの

ではないか。おまけに、1行の中に「シャングー(山歌)」と「山歌」の表記が混在している。百歩譲って「山歌」の中国語読みをカタカナで添える必要があるとしても、

雲南地方の<sup>シャングー</sup>山歌：五印山<sup>イ</sup>彝族の『情歌』

などとしないと分かりにくいのではないか。またこのタイトルの下の本文では「シャングー」が漢字表記を添えることなくカタカナのみで登場している。一度(山歌)という漢字を添えたら、2度目の出現からはそれを省略してカタカナのみにする、言い換えれば、漢字の方を振り仮名扱いしている、と言える。これは社会科のカタカナ地名にもしばしば見られる書き方である。カタカナ表記に対する妙なこだわりが生んだ表記なのだろうが、さすがにこれは次の改訂で整理されたわけだ。しかしその改訂後もまだ問題を含んでいることは上で見た通りである。

さて、この音楽教科書で用いられている中国語音節のカタカナ表記(以下「音楽科方式」と呼ぶ)では、有気音に日本語の清音を、無気音に日本語の濁音をそれぞれ当てていることにお気付きであろう。また「ge」といった日本語にない音節については、実際は複数の書き方が可能なのだけれど、ここでは「グー」が採用されているようである。ただそのために、「民歌 minge = ミングー」と「古琴 guqin = グーチン」の「ge」と「gu」に同じカタカナが当てられる結果となっているのも気になる。

そうした特徴を踏まえた上で注意すべきは、上記のような特徴や問題点が、各教科書で共通しているということである。場当たり的に、その箇所の

図4

5) 『MOUSA 1』[27教芸/音I 010] p.128

執筆者によってその都度選ばれた書き方ではなく、教科書出版社の枠を超えて共通の書き方となっているのである。このことは、各出版社が共通で参照している表記の基準があることを示している。その基準こそ、『教育用音楽用語』である。

## 2. 『教育用音楽用語』と『学習指導要領』

さてこの『教育用音楽用語』は、1950年から現在に至るまで文部省・文科省から出されている用語集で、数度の大きな改訂を経て現行の版に至っている。まずは、『教育用音楽用語』にカタカナ現地音化された中国音楽用語が導入されたのはいつか、そしてその改訂のきっかけとなったものは何かについて、簡単に整理しておくことにしよう。

『教育用音楽用語』のこれまでの主な改訂内容を、特に本稿に関連する事柄のみに限って抽出するならば、次のように整理できる。

昭和25年（1950）～昭和40年（1965）

→音楽の基本用語の標準的書き方を定めたもの。一般的な音楽用語や記号、イタリア語による演奏記号や発想記号を集め、さらに楽器名・作曲家名・演奏家演奏団体名なども順次追加されている。但しそのほとんどは西洋音楽のもので、日本音楽がわずかに含まれるのみ。

昭和53年（1978）版

→日本音楽編が追加されたもの。それまでの版では「楽器」の項目に「横笛」「龍笛」「高麗笛」等20語程度だったものが、一挙に35ページ分となり、Ⅲ「日本音楽編」として一章とされた。

平成6年（1994）版

→諸外国の民族音楽（カタカナ中国音楽用語を含む）が追加されたもの。従来はいわゆる民族音楽の用語はほとんど収録されていなかったが、ここで世界各地の民族音楽の用語が大量に追加された。

ここで重要なことは、平成6年版で初めて世界各地の民族音楽の用語が新たに章を立てて大量に収録された、ということである。そしてその第3章「諸

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

外国の民族音楽編」第2節「地域別用語」の1「アジア」(1)「東アジア」の項目<sup>6)</sup>に、中国音楽用語が収録されたのである。

ではこの『教育用音楽用語』の中国音楽用語に、従来の常識的な「琵琶」「京劇」「民歌」ではなく、いきなり「ピーパー」「ジンジュ」「ミングー」というカタカナ表記が採用されたことにはどのような経緯があるのだろうか。実はそれがはっきりしないのである。

大きな改訂を行った平成6年版の「まえがき」<sup>7)</sup>は、その改訂の理由を次のように述べている。

今回改訂に至った大きな理由としては、平成元年3月に、小・中・高等学校の学習指導要領が改訂されたこと、平成3年6月に内閣告示第2号「外来語の表記」に基づいて、文部省から「学校教育における外来語の取扱いについて」の通知が出されたことによるが、そのほかにも、時勢の推移や音楽科の教育内容の進展にそぐわないものも出てきたため、全般にわたって手直しをすることになったのである。

ここに言う平成3年内閣告示第2号「外来語の表記」は、従来認められていなかった「ティ」「トゥ」「ヴァ」「ヴ」などの表記を認めたものであり、これを受けた文部省「学校教育における外来語の取扱いについて」は、学校教育においてもその「外来語表記」を段階的に運用することを指示したものである。よって本稿で論ずるカタカナ中国音楽用語とは直接関わらない。

では、もう一つ下線で示した「学習指導要領」の改訂とは、どのようなものだったのだろうか。これも簡単に整理しておくならば、平成元年(1989)の『中学校学習指導要領』<sup>8)</sup>では、第1学年の「鑑賞内容」と「鑑賞教材」についてそれぞれ次のように述べられている。

我が国の音楽及び諸外国の民族音楽における楽器の音色や奏法と歌唱

---

6) 『教育用音楽用語』平成6年(1994)著作権所有文部科学省、財団法人教科書研究センター発行、pp.94-95

7) 同書 p.1、文部省初等中等教育局長野崎弘「まえがき」

8) 文部省『中学校指導書 音楽編』著作権所有文部省、教育芸術社発行、1989年

表現の特徴を感じ取ること<sup>9)</sup>。

我が国及び諸外国の古典から現代までの作品、郷土の音楽及び諸外国の民族音楽とすること<sup>10)</sup>。

また第2学年及び第3学年の「鑑賞教材」について、

我が国及び諸外国の古典から現代までの作品、郷土の音楽及び諸外国の民族音楽とすること<sup>11)</sup>。

と述べている。さらに第3「指導計画の作成と内容の取り扱い」に次のようにある。

鑑賞教材のうち諸外国の民族音楽については、第1学年においては主としてアジア地域の民族音楽のうちから適切なものを選んで取り上げることとし、第2学年及び第3学年においては広く世界の民族音楽を取り上げるようにすること<sup>12)</sup>。

そして、これらの指導要領に対する「解説」は次のように述べる。

第1学年では、主としてアジアの民族音楽を共通教材と同様に扱うこととした<sup>13)</sup>。

……(中略)……

第1学年において「主としてアジア地域の民族音楽」と示されているのは、これまで比較的取り上げられることの少なかったアジア地域の音楽を取り上げることにより、近隣諸国の音楽に親しみをもたせるとともに、これらの国々の文化に触れさせる契機にしたいというねらいによるものである<sup>14)</sup>。

また、高等学校用の指導要領については、『高等学校学習指導要領』<sup>15)</sup>第2

---

9) 同書 p. 106

10) 同書 p. 107

11) 同書 p. 109

12) 同書 p. 111

13) 同書 p. 55

14) 同書 pp. 88-89

15) 『高等学校学習指導要領解説 芸術（音楽 美術 工芸 書道）編 音楽編美術編』著作権所有文部省、東洋館出版社発行、1990年



「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

章、第7節「芸術」の第2款「各科目」、第1「音楽Ⅰ」に次のようにある。

(7) 内容のBのエ（「民族音楽の種類と特徴」を言う。明木注）については、アジア地域の民族音楽を含めて扱うように配慮するものとする<sup>16)</sup>。

そしてその「解説」には次のようにある。

……指導に当たっては「内容の取扱い」に示されているように、アジア地域の音楽を含め、親しみやすい教材を取り上げるとともに、視聴覚教材を活用し、効果的な学習が行われるよう配慮することが大切である<sup>17)</sup>。

さらに、

「B 鑑賞」の「エ 民族音楽の種類と特徴」において、特に、「アジア地域の民族音楽」を扱うよう配慮することを示したのは、これまで理解が不足しがちで、取り扱われることの少なかった、この地域の音楽を学習することが、音楽面でも、国際理解の面でも大切であるという考えによるものである<sup>18)</sup>。

中高ともにこの「学習指導要領」の改訂において「諸外国の民族音楽」を、なかんづく「アジア地域の民族音楽」を取り扱うよう定められ、それが『教育用音楽用語』の改訂の根拠となっていることが分かる。但し、注意すべきは、その新たに収録された中国音楽の用語をカタカナ現地音表記とすることを示唆するような記述は、上記のいずれの文献にも見当たらない、ということなのである。つまり、中国を含む「アジア地域の民族音楽」を取り入れることは明記されているが、その音楽用語の書き方については全く言及がないわけだ。

もちろん、学習指導要領とはそもそもそんなに細かいことを書くような文献ではないと言えば確かにそうなのだが、しかし例えば「用語の表記につい

---

16) 同書 p. 283

17) 同書 p. 31

18) 同書 p. 38

ては現地の民族の呼び方に準ずることが望ましい」などといったことを臭わせるような記述は、やはりどこにも見当たらないのである。既に触れた、社会科の教科書や地図帳に導入された中国地名・人名のカタカナ現地音表記については、国語審議会を中心にその議論の過程を示す資料が数多く残されていた。そのおかげでその意図するところを明らかにすることができたのだが、音楽科のカタカナ音楽用語については、現在のところその導入の過程を知ることのできる資料は未見である。「アジア地域の音楽用語」を導入することと、その音楽用語を「カタカナ現地音化」することとの間には大きな溝があると言える。その溝を埋めるべく現在調査中である。

なお、上記「外来語の表記」と「学習指導要領」に関する詳細については拙稿「『教育用音楽用語』の中国音楽用語カタカナ表記について——平成元年「学習指導要領」と平成3年内閣告示「外来語の表記」から見るその表記法の特徴<sup>19)</sup>」をご参照願いたい。

### 3. 音楽教科書における中国音楽カタカナ表記の特徴と問題点

#### 3.1 社会科で用いられる

「中国語拼音（ピンイン）とかな書きの対照表」について

さて続いて『教育用音楽用語』に見られる「音楽科方式」の中国語カタカナの表記法について考えてみたいのだが、その前に一度社会科の中国地名・人名で用いられているカタカナ表記のシステムについて触れておく必要がある。

冒頭で述べたように、社会科の教科書や地図帳の中国地名や人名にはカタカナ現地音表記が導入されている。では社会科のカタカナ表記はいつ、誰が、何のために導入したのであろうか。ここでは繁を避けるために結論のみ申し上げる。教科書や地図帳のカタカナ中国地名・人名は、現地の人への配慮、或いは英語など西洋語の中にアルファベットで記される中国固有名詞

---

19) 中京大学『国際学部紀要』第1号（2021年3月刊行予定）所収

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

の認識、といった昨今耳にする事情のために作られたものではない。実際は漢字廃止・制限論から生まれたものだったのである。終戦直後、日本語から漢字を廃止して、日本語を全てローマ字もしくはカタカナで書き表そうとする人々が、国語審議会を中心に活発に活動していた。結果的にその中で優勢を占めたカタカナ派の人たちが、将来日本語が全てカタカナになった時、中国の地名人名をどう書くかに悩んだ。中国語で「Sichūan」と読み、日本語で「しせん」と読む。これはいずれも「四川」という漢字の音読みである。ところが漢字を無くしてしまうと、「Sichūan」と「しせん」がなぜ結びつくのか分からなくなってしまう。そこで日本語の方を中国語の発音に合わせて「スーチョワン」と言うことにしよう、というのが彼らの考えだったわけである<sup>20)</sup>。

そのようにして教科書に導入された中国地名・人名のカタカナ表記をめぐっては、特に以下のような点を指摘することができる。

1. カタカナ化の目的が、漢字廃止・漢字制限にあったこと。
2. 場当たりの個別地名・人名をカタカナにしたのではなく、通常使用する全ての中国語音節カタカナ表記を列挙した「中国語拼音（ピンイン）とかな書きの対照表」（以下単に「対照表」と呼ぶ）が作られ、基準として用いられたこと。
3. 「ワンリー長（＝万里長）」「ター運（＝大運）」「タイ山（＝泰山）」「タイ湖（＝太湖）」「チュー川（＝珠江）」「ウェイ川（＝渭水）」「ヘイロン川（＝黒竜江）」「ヘイロンチアン省（＝黒竜江省）」などの奇妙な交ぜ書きが用いられていること。
4. 「対照表」の表記は平成6年に、例えば「天津」の「テンチン」を「ティエンチン」と書くような改訂が行われたこと。これは既に触れた平成3年の「外来語の表記」を受けてのものである。但し、現在に至るも改訂前の旧表記と改訂後の新表記が実際の教科書や地図帳において混在している状況にある。

---

20) 詳細は前掲拙著をご参照願いたい。

5. 「対照表」のカタカナ表記は、例えば以下のような表記上の特徴を有すること。

- 有気音・無気音を区別せず、いずれも日本語の清音のカタカナを当てる。例えば「bo」も「po」も「ポー」。
- 「zhi・chi・ji・qi」は区別せずいずれも「チー」とする。「shi・xi」は区別せず「シー」とする。

特に3の交ぜ書きを見れば、この「対照表」が中国語の読み方を書き表すことを目的として作られたものではないと分かる。とにかく日本語のカタカナ外来語地名として定着させることを念頭に作られたものなのである。だから「ターユンホー」ではなく「ター運河」なのだ。河川名なら「ヘイロン川」（黒竜江）で、省名なら「ヘイロンチアン省」（黒竜江省）だ、というのもそのことと関係がある。

その他にも「対照表」には、

- 「e」は「オー」とする。
- 「-uan」「-uang」は「オワン」とする。例えば「zhuan」は「チョワン」、「zhuang」は「チョワン」（「チュアン」などではない）。
- 「-üan」は「ユワン」とする（「ユエン」などではない）。例えば「yuan」は「ユワン」、「juan」「quan」は「チュワン」、「xuan」は「シュワン」。

といった特徴的表記が見られる。私が音楽教科書のカタカナ中国楽器名に既視感を覚えたのは、社会科の地名・人名でやっていたことが音楽科にも飛び火したと感じたためなのであるが、実は詳細に見ると、以下に述べるように単なる「飛び火」ではなさそうなことが判ってきた。

### 3.2 音楽科で用いられるカタカナ表記法について

続いて「音楽科方式」のカタカナ表記について考えてみたい。「民歌＝ミングー」「京劇＝ジンジュ」「笛子＝ディーズ」のように、無気音には濁音のカタカナが当てられていることは既に触れた。これがもし社会科の「対照表方式」ならばそれぞれ「民歌＝ミンコー」「京劇＝チンチュイ」「笛子＝ティーツー」となる。この例から見ただけでも、中国語の同じ発音に対して

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

相当に異なるカタカナが与えられていることはお分かりいただけよう。特に中国語を知らない人から見れば、「ジンジュ」と「チンチュイ」が元々同じ中国語の発音から来ているとはとても信じられまい。

但しこれは、どちらが正しいかどちらが優れているか、という問題ではない。中国語には日本語にない発音がたくさんある以上、このカタカナなら完璧、という方法が存在するはずもない。それぞれに工夫されたカタカナの書き方がいくつも存在する。もちろん私は「社会科方式」のカタカナに全く賛同するものではない。中国語音節とカタカナが一对一に対応しておらず、カタカナから元の中国語発音に戻すことは不可能である。そもそも漢字廃止の便法として採用されたカタカナ表記であり、カタカナ言葉として強引に定着させることを意図しているため、書き方にもその運用にも非常に無理がある。ただそれはそれとして、「対照表方式」が中国語を解する人間の手を経てそれなりに十分検討した上で定められた点は、認めておいてよいと思われる。この「対照表」による限り、中国語を解さない教科書執筆者や編集者であっても統一した表記を作れるのであり、同じ発音のカタカナのバリエーションが無用に増殖することもないと言ってよい。

では「音楽科方式」のカタカナはいかがだろう。既に触れたように、音楽教科書に採用されたカタカナの制作意図や制作過程を記録する資料も、音楽教科書に用いるカタカナ表記の一覧表に類するものも未見である。その点では、その制定に至る過程の記録が曲がりなりにも残されており、音節の一覧がきちんと作られ公開されている社会科の「対照表方式」とは事情が異なるのである。そこで私は、『教育用音楽用語』に収録されているカタカナ中国音楽用語をサンプルとして、表記の規則を抽出し、音節一覧を作成しようと試みた。ちなみに、『教育用音楽用語』に採用されている中国音楽用語は次の35語である。

均（きん）、調式（ちょうしき）、八音（はちおん）<sup>21</sup>、ミンゲー＝民歌、

---

21) 「均」「調式」「八音」の3語は、「漢字表記を日本式に読む慣用が強いもの」として、漢字表記に対する読みが（ ）に記されている。但し「均」は（きん）ではなく（い

チアンディアオ＝腔調、クンチュ＝崑曲、ジンジュ＝京劇、ピンタン＝評弾、タンツ＝弾詞、ダーグーツ＝大鼓詞、ジンユンダーグ＝京韻大鼓、アルファン・チアン＝二黄腔、シーピー・チアン＝西皮腔、シャングー＝山歌、ジアンナンスージュ＝江南絲竹、チン＝琴、グーチン＝古琴⇒チン、ジョン＝箏、グージョン＝古箏⇒ジョン、ユエチン＝月琴、サンシエン＝三弦、アルフー＝二胡、スーフー＝四胡、ジンフー＝京胡、ピーパー＝琵琶、ヤンチン＝洋琴・揚琴、ディーズ＝笛子、ション＝笙、ドンシャオ＝洞簫、グアンズ＝管子、スオナー＝唢呐、ダーグー＝大鼓、パイバン＝拍板、ダールオ＝大鑼、シヤオルオ＝小鑼

ところが、これをサンプルに、ここに含まれていない他の音節の表記を類推する作業は、最初から行き詰まった。もちろんこれでは音節のサンプルが少なすぎるのが大きい。しかしご覧になってお気づきであろう。これ、規則的に作られているのかどうか、甚だ疑問なのである。

例えば韻母「-eng」のサンプルを見ると、「箏 zheng ジョン」と「笙 sheng ション」の例がある。ご覧の通り「ォ」と「ョ」で不統一なのである。もちろん「ジョン」「ション」と書いた場合いずれも日本語の音声は「<sup>オン</sup>-on」だからどちらでもよいとも言えるが、それなら「zheng」は「ジョン」と書いても構わないはずなのである。また声母「zh」「sh」は同じ捲舌音なので、続く韻母「-eng」の音声に有意な差が生じるとも思えない。そもそも「ジョン」では児童生徒にとって読みにくくはないかと心配になる。

さらに「洞簫 dongxiao ドンシャオ」と「小鑼 xiaoluo シヤオルオ」を見るに、同じ「xiao」が「シャオ」と「シヤオ」と不統一になっていることに気付く。「ヤ」の大小など気にする必要はないとおっしゃらないように願いたい。「対照表方式」は「zha = チャ」「jia = チア」と厳密に区別していた<sup>22)</sup>。

ん)と読むのが正しい。

22) 平成6年の改訂版「対照表」では、「i 介音」の場合は「iア」と書くことになっている。ちなみに改訂前の「対照表」では「イヤ」であった。

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

「音楽科方式」はその辺りは無頓着なのだろうか。いやまさか、これはもしかすると第1声の「簫 xiāo」は「シヤオ」、第3声の「小 xiǎo」は「シヤオ」と、声調により区別するという非常に細やかな書き分けなのであるだろうか。否、残念ながらその可能性は低そうだ。他に声調の区別を反映したようなカタカナは見当たらないからである。

さらに、「腔調 qiāngdiào チアンディアオ」「西皮腔 xīpíqiāng シーピー・チアン」「江南絲竹 jiāngnán sīzhū ジアンナンスーシュー」の例を見ると、韻母「-iang」は「イアン」と書かれるようである。つまり、i 介音がある場合は「イ<sup>・</sup>アン」となるらしい。ところが、「二黄腔 èrhuangqiāng アルファンチアン」の例を見ると、u 介音の韻母「-uang」だと「ウ<sup>・</sup>アン」と書くことになるようだ。一方、同じく u 介音だが n 韻尾の韻母「-uan」の場合は、「管子 guǎnzi グアンズ」の例から推すに「ウ<sup>・</sup>アン」となるらしいのである。これは、u 介音で ng 韻尾の場合のみ「<sup>・</sup>アン」、その他は「アン」と意識して区別したものののだろうか。いややはりこれも、表記の統一は念頭になく、場当たりの定的に定めたもののように思われるのだが、いかがだろうか。「対照表方式」でも、「chan」を「チャ<sup>・</sup>ン」、「qiang」を「チア<sup>・</sup>ン」<sup>23)</sup>とする、という書き分けは存在している。かつてテストで「遼東半島」を「リヤ<sup>・</sup>オトン半島」と書いて不正解にされた、正解は「リヤ<sup>・</sup>オトン半島」だと言われた、という経験を持つ学生がいて、これはこれで大変な問題である。「対照表」はあくまで目安とすべきであり、これに少しでも外れるとバツを与えるというのはやはりやり過ぎであろう<sup>24)</sup>。しかし「対照表」なりの原則が保たれているという点についてのみ言えば、ランダムに変わるよりはマシだったのかも知れない。

「音楽科方式」は、事前に音節の原則を定め、あらかじめ音節一覧を作っ

---

23) 旧版「対照表」では「チャ<sup>・</sup>ン」だったものが、新版「対照表」では「チア<sup>・</sup>ン」と改訂された経緯がある。ただし、現行の教科書や地図帳でもいまだにその書き誤りは散見される。

24) 彼はたまたま、社会科のカタカナ地名を分析し批判する私の授業を受けてくれていて、授業後「自分が間違っていたのではないと分かって、おかげで長年のもやもやが晴れました」とわざわざ話しに来てくれた。

て個々の表記を作成した形跡が、今のところ全く見当たらない。それどころか、個々の表記を比較するに、表記の原則が統一されていないように見えて仕方がない。「対照表方式」は、その作成と運用の政治的意図は別として、音節一覧表をあらかじめ作成し、個々の地名・人名を統一された原則で表記していた。「音楽科方式」はどうもそうではなさそうなのである。ここでは便宜的に「音楽科方式」と呼んでいるが、そもそも「方式」とはつきり呼べるほどに確定されたものではないのかも知れない。つまり、「音楽科方式」は「対照表方式」の単なる飛び火ではなさそうなのである。「音楽科方式」は「対照表方式」とはかなり異なる考え方によって作られているらしい。しかしせっかく「対照表」があるのだから、音楽科でもそれを使っておけば無用にバリエーションを増やすこともなかったろうにとやや残念である<sup>25)</sup>。もちろん音楽の先生がそのことをご存じなくても仕方がない。お役所の担当官がきちんと下調べをしておくべきだったと思う。

考えるに、現行の『教育用音楽用語』に収録された用語のみが今後使われるとは限らない。新たな教材研究により、別の音楽用語が将来追加される可能性は否定できない。その際に、さらに場当たりにカタカナ表記が定められ、無用にバリエーションを増やしてしまう恐れはないものだろうか。「対照表方式」では、新たな地名や人名をとり上げることになった場合でも、拼音を一覧表に照らし合わせれば統一した原則のカタカナ表記を作ることができる。こうした表記というのは、他の表記の原則から新たな単語の表記を類推できるようなシステムになっていることが望ましいのではなからうか。新たな単語に同じ原則の表記を与えようとしても、少なくとも現在の『教育用音楽用語』や音楽教科書のサンプルから類推することは難しい。そんな中国語学の専門的な細かいことは児童生徒に関係ない、などと言ってはならない。直接の関係があろうとなかろうと、教科書の表記にはきちんと原則が定

25) 但し、音楽教科書に収録された中国歌曲の歌詞の読みについてはやや異なる事情があるようだ。これについては前出の拙稿「『教育用音楽用語』の中国音楽用語カタカナ表記について——平成元年「学習指導要領」と平成3年内閣告示「外来語の表記」から見るその表記法の特徴」をご参照願いたい。



「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

められているべきである。

先ほど触れた「山歌」<sup>シャンゲー</sup>と「対歌」<sup>ドワイガ</sup>における「歌」のカタカナの違い（「ゲー」と「ガ」）については、『教育用音楽用語』に収録されている「山歌」はそのカタカナ表記である「ゲー」に従う、一方収録されていない「対歌」については独自のソースに基づいてカタカナを当てた、その結果が生んだ差違である可能性が考えられる。つまり『教育用音楽用語』収録の語彙の書き方は厳密に守るが、収録されていない語彙に対して類推や応用は行っていないのかも知れない。もっとも「山歌」が「ゲー」だから「対歌」も「ゲー」とする、という判断はそんなに難しいものではないはずだが。

### 3.3 教科書と教員用指導書の記述をめぐって

次に実際の教科書、そしていわゆる「教員用指導書（指導資料）」において、中国音楽用語がどのように記述されているかを見てみよう。

冒頭の図1で挙げた『中学生の音楽 2・3下』口絵写真の「ピーパー」に対する教科書本文の説明に、次のようにある。

ピーパー 中国

中国を代表する弦楽器の一つで、古典音楽の演奏や民族音楽の合奏などに用いられます<sup>26)</sup>。

ここでも「ピーパー」とあるのみで漢字は添えられていない<sup>27)</sup>。さらにこの箇所に対応する教員用『指導書 実践編』の説明には次のようにある。

日本の琵琶<sup>びわ</sup>と似ているが、奏法が異なる<sup>28)</sup>。

26) 『中学生の音楽 2・3下』[27教芸／音楽824] p.39

27) 余談だが、この「ピーパー」の説明の下には、

インターネットなどで世界には他にどんな楽器があるか調べて発表してみよう。  
「撥弦楽器」という言葉で検索するといよいよ。

と書かれている。「他」と「検索」に振り仮名を付けるなら、「撥弦」にも振り仮名が要るのではないか。読みを知らないとその「検索」もできないのだから。ちなみに「他」の学年配当は小学3年、「検」は小学5年、「索」は配当外常用漢字、「撥」は常用漢字外である。

28) 『中学生の音楽 2・3下』[27教芸／音楽824] 『指導書 実践編』 p.43

また同じ『研究編』の「鑑賞資料」には、

ピーパーは、中国に伝わる伝統的な撥弦楽器である。ペルシャ起源であると言われ、日本にも琵琶という楽器として伝えられている<sup>29)</sup>。

と書かれている。「ピーパーは琵琶と似ている」「日本に琵琶として伝わった」と書いてある点にご留意願いたい。

また『音楽のおくりもの 中学音楽2・3上』の「世界と日本をつなぐ音」の、「弦を振動させて音を鳴らす楽器」の「アジアとヨーロッパのつながり」の項目には、

#### ピーパー

中国の楽器で、構造や奏法など、日本の琵琶との共通点が多くみられます。

#### ウード

西アジアの弦楽器で、琵琶、ピーパー、リュートの祖といわれています<sup>30)</sup>。とある。やはり「琵琶」と「ピーパー」が並記されており、「ピーパーと日本の琵琶との共通点」などと書いてある。さらにこれに対応する『指導書 解説編』の「赤刷」<sup>31)</sup>解説には次のようにある。

#### 「ピーパー」

琵琶との相違点は、「フレットがあり、指ではじいて演奏する」などが挙げられる<sup>32)</sup>。

そして「題材のデザイン例 —マテリアル—」の項目には次のようにある。

楽琵琶、薩摩琵琶、ピーパー、リュートを比較聴取し、相違点や共通点、固有性などを整理する<sup>33)</sup>。

「ピーパーと琵琶の相違点」と述べている点、そして「楽琵琶」と「薩摩琵琶

---

29) 同書『研究編』p.19

30) 『音楽のおくりもの 中学音楽2・3上』[17教出/音楽821] p.34

31) 「教師用指導書」において、教科書本文の白黒影印の上に教師向けの解説を赤字で挿入したものを「赤刷」と呼ぶ。

32) 『音楽のおくりもの 中学音楽2・3上』[17教出/音楽821]『教師用指導書 解説編』p.42 但しここでは「指ではじいて演奏する」ことだけではなく、「撥は使わ<sup>はら</sup>ない」ことに触れておかなければ分かりにくいと思われる。

33) 同書 p.121

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

琶」と「ピーパー」とを並記している点にご留意願いたい。

続いて、同じ『指導書 解説編』の「教材解説」には次のように書かれている。

#### 日本における琵琶の広がり

日本の琵琶は、西アジアで生まれたビワ類（リュート属）の楽器ウードがシルクロードを經由して中国大陸に伝わり、形を変えて中国大陸で雅楽の楽器となり、それが7～8世紀頃に雅楽とともに日本に伝えられ、そこから楽琵琶が生まれた<sup>34)</sup>。

#### アジアとヨーロッパのつながり

西アジアは世界のさまざまな楽器の発祥地となったと考えられ、ビワ類（リュート属）以外にも、アジアとヨーロッパをつなぐ役割を果たしている。たとえば、西アジア起源のコト類（棒状ツィター属）の楽器サントウールが東に伝わり中国のヤンチンなどを生み、西に伝わりツィター、ツィンバロムなどが生まれ、それがピアノの祖となったなどの例である<sup>35)</sup>。

#### ピーパー（中国）

ピーパーは茄子型の大きな胴と短いネックをもち、形は日本の琵琶と類似している<sup>36)</sup>。

#### ウード（西アジア）

……ヨーロッパのリュートや中国や日本の琵琶のもととなった楽器とされている<sup>37)</sup>。

ここでは、中国の琵琶を「ピーパー」と呼び、なおかつ琵琶とピーパーを総称するために「ビワ類」という言葉を持ち出してきていることにご注目願いたい（ビワは仮名書き）。ただこれはやや無理があったのだろう、同じ項目ではうっかり「中国や日本の琵琶」と書いてしまっている。

---

34) 同書 p. 188

35) 同書 pp. 189-190

36) 同書 p. 190

37) 同書 p. 190

さらに、同じく「教材解説」には、

### 楽琵琶

西アジアのウードを源に中国のピーパーを経由して日本に伝えられたもので、楽琵琶は唐楽の管絃や声楽曲の催馬楽に使用される<sup>38)</sup>。

とある。ここでも「中国のピーパーを経由して」日本に伝えられたものが「楽琵琶」だと述べているのである。

さらに高等学校用の教科書を見てみると、例えば『MOUSA 1』の「世界の諸民族の音楽」「アジアの音楽」③「中国の音楽」では、

ピーパーは、古代ペルシアのバルバトやアラブのウードが伝わったものとされ、東アジアの琵琶類の元となった<sup>39)</sup>。

と書かれている。この通りならば、「ピーパー」は当然「琵琶類」には含まれないということになってしまう。

以上、琵琶に関する記述のみ集めても、この現地音式カタカナ表記をめぐる問題が明らかになってくる。「ピーパーは日本の琵琶と似ているが、奏法が異なる」、「(ウードは)琵琶・ピーパーの祖だ」、「ピーパーと琵琶との相違点」などという言い方がなされている。つまり教科書や指導書では、日本の「琵琶」と中国の「ピーパー」とを別の楽器として扱っているということなのである。別名としてではない。「琵琶とピーパー」「ピーパーは琵琶類の元」などと書いてあるということは、これは同系列ではあるけれども別の楽器という扱いだと言わざるを得ない。そして日本のものは「琵琶」、中国のものは「ピーパー」と呼ぶことに固執するあまり、この種の楽器全体の総称に困り、カナ書きの「ピワ類」という言葉を持ち出したのであろう。しかしそれと同時に、「ピーパー」は「琵琶類」に入らないと取れる書き方をしている。

しかしそんなことを言い始めたら、ピアノだってイギリス製は「ピアノ」、ドイツ製は「クラヴィーア」、イタリア製は「フォルテピアノ」、中国製は「ガンチン(鋼琴)」と呼び名を変えねばならなくなる。西洋の「フルート」

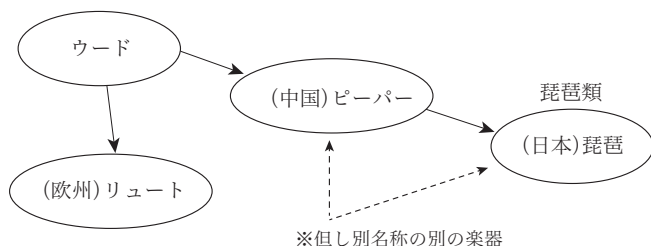
38) 同書 p.180

39) 『MOUSA 1』[27教芸/音楽 I 303] p.99

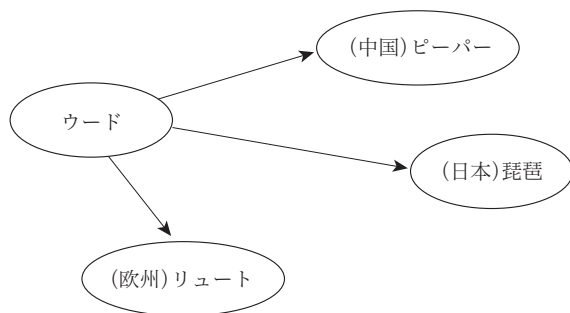
「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

も、木製のものと金属製のものではずいぶん違うので別の名称を与えるべきだし、ましてや指穴のみのものと、ペーム以降のキーを備えたものとは見た目も相当に異なるのだからなおさら別の名称を与えるべきであろう。実際はそれらをひっくるめた総称として「フルート」と呼ぶことには何の問題もないのだし、琵琶を中国のものと日本のもので別の呼び名にしなければならないとも思えない。

特に「琵琶」と「ピーパー」を別扱いすることで生ずる大きな問題として、楽器の伝播の流れを分かりにくくしていることを指摘しなければならない。もしも「ウードがピワ類の祖」で「ピーパーは東アジアの琵琶類の元」で、その琵琶類に日本の「琵琶」があるならば、



ということになる。しかしながら西アジアの「ウード」を出発点にして「ウードはピーパー・琵琶・リュートの祖」などと書くならば、



ということになってしまう。これでは歴史的事実に反することになる。「日本の琵琶は中国から伝わったものですが、その形状や奏法は中国のものとは

かなり変化しています」と書けば児童生徒にもすんなり分かりやすいはずなのだが、「ピーパー」というカタカナ現地音表記にこだわる限り上で見たような回りくどい言い方になってしまう。これでは、「琵琶」という同じ名前と呼ばれている同類の楽器だ、という情報をわざわざ排除することになりはしないか。

また、これは「古琴」の例なのだが、『中学生の音楽』の「アジアの諸民族の音楽」には、

グーチン [中国]

中国に古くから伝わる弦楽器の一つで「古琴」と書き表されます<sup>40)</sup>。と書いてある。「グーチン」が「古琴」と書き表されるというのも変な話で、本来「古琴」という字があって、日本語の音読みで「こきん」、中国語の音読みで「gǔqín」と読むと理解するのが本筋であろう。音楽の教員をなさっている方から、音楽科だから音を大切に考えるのだらうという感想をうかがったが、いやそれとこれとは話が違う。その現地音なるものにこだわるのが、語彙としての楽器名のあり方に影響するのをここでは問題にしているのである。

話はまだ終わらない。音楽の先生方のために様々な教材と豊富な情報を提供してくれる『最新 中等科音楽教育法 [改訂版] 中学校・高等学校教員養成課程用』<sup>41)</sup>という本がある。その「高等学校鑑賞教材選択の観点と教材研究」の「中国と韓国の音楽」という項目に、

中国のピーパー（琵琶）

右手によるアルペッジオやトレモロを常用した技巧的な古曲『<sup>シミヤンマイ</sup>十面埋伏』は、劉邦と項羽の戦いを描写的に表現している。

と書いてあるのである。本誌の読者であれば爆笑なさることであろう。「十面埋伏」の「十面 shímiàn」は「シミヤン」ではない。「shimian」を「シミヤ

40) 『中学生の音楽 1』 [27教芸/音楽727] p.51

41) 中等科音楽教育研究会編『最新 中等科音楽教育法 [改訂版] 中学校・高等学校教員養成課程用』音楽之友社、2011年、p.98

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

ン」と読んでよいのなら、英語の「sunshine」は「スンシネ」と読んでよいことになる。例えばここは「埋伏とは待ち伏せということで、十面つまり周囲のあらゆる方向に伏兵がいるということです。琵琶一本で様々な技巧を駆使して、この緊迫した状況を表現しています」と説明すれば盛り上がるはずだ。そして、いわゆる項羽と劉邦の「楚漢の戦い」を描いていることを話せば、世界史とも結びつけられるかも知れない。これはそれほど難しい漢字でもないし、生徒は漢文や世界史を一応習っているはずだから、漢字情報から説き起こすことも有効なはずだ。中国語ではこう発音するんですよという情報がこの場合それほど必要なのだろうか（しかも誤った読み方を用いて……）。

また同様の音楽科指導用資料『音楽之友社音楽指導ブック 授業のための 日本の音楽・世界の音楽 世界の音楽編』第3章「2、中国・漢民族の音楽のおもな楽器」には次のような記述がある<sup>42)</sup>。

#### ピーパー（琵琶）

ピーパーは、西アジアのウードやヨーロッパのリュートと同じ起源とされ長い歴史を持つピパ（琵琶）を1950年代になってから改良した楽器です。

今度は古典的琵琶を「ピパ」、近代楽器を「ピーパー」と区別しているのがある。そもそも古典的琵琶を「ピパ」と言うこと自体、私は寡聞にして存じ上げない。では正倉院のあの宝物は「螺鈿紫檀五絃のピパ」と言わねばならないのだろうか。例えば「Wikipedia」の「琵琶」の項目にも過去の版において、

琵琶（ピパ）が7、8世紀頃日本に入り、種々の琵琶（びわ）が作られた。或いは、

更に1950年代にこの琵琶（ピパ）を改良して現在の琵琶（ピーパー）が作られた。

---

42) 島崎篤子・加藤富美子著『音楽之友社音楽指導ブック 授業のための 日本の音楽・世界の音楽 世界の音楽編』音楽之友社、2013年、p.51

といった記述が見られたので（現在は削除されている）、一部の人々の間ではどうも「ピパ／ピバ」「ピーパー」という使い分けが行われているようなのである。

いや笑ってはいられない。前掲の『音楽のおくりもの 中学音楽2・3上』の『指導書 解説編』の「教材解説」には、

#### ピーパー

中国の現在の琵琶である。日本に伝えられた中国の琵琶は唐の時代の楽器で、その後、明や清の時代に現在の楽器が誕生したといわれている<sup>43)</sup>。

と書いてあるのである。よくご覧いただきたい。中国の現在の琵琶は「ピーパー」だ、唐代の楽器は「琵琶」だと書いてあるのだ。同じ中国の琵琶でも、古典楽器と近代（現代）楽器を漢字とカタカナで区別するという考え方を、教科書や指導書の執筆者が用いようとしていることがうかがわれる。単なるカタカナ表記にそこまでの意味合いを持たせてよいものだろうか。

以上、特に「琵琶」をめぐる例を集めてみたのだが、他の楽器や音楽用語についても同様の事例を見出すことができる。ここで重要なのは、楽器名は現地の呼び名で、という方針なのか、従来行われてきた「琵琶」という楽器名を中国の琵琶については排除し、「ピーパー」なる新たな語彙を作ってしまったことである。それが、中国の琵琶が日本に伝わったという単純な話をことさら回りくどい言い方に変えてしまった。また地域を問わない総称としての「琵琶」という楽器名を放棄した結果、語彙としての楽器名のあり方を教科書が変えてしまう可能性がある。もっとも、教科書が必死で「ピーパー」と教えたところで、世間には普及しそうにない気もするのだが。

### 3.4 『教育用音楽用語』の「索引」と「凡例」について

まだ言いたいことがある。『教育用音楽用語』巻末付録の「索引」である。この索引にはカタカナ現地音の音楽用語しか収録されていない。つまり、

---

43) 『音楽のおくりもの 中学音楽2・3上』[17教出／音楽821] p.182



「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

「京劇」を引こうとしても「き」の項目には「京劇」は見当たらず、「シ」の項目を探さないと「ジンジュ（京劇）」が出てこない、ということになってしまっているのである。「京劇」が「ジンジュ」と書かれることをあらかじめ知っている人はそもそも索引など引くまい。「京劇」が『教育用音楽用語』のどこに載っているかを探したい人の役には立たないのがこの索引なのである。実は、社会科地図帳の巻末索引にも同じことが起こっていて、索引が「チョントゥー」<sup>44)</sup>「シェンヤン」「シェンシー」などの中国語読みカタカナで収録・配列されているのである。やはり「チョントゥー」で索引を引く人がそれほどいるとも思えず、「成都（せいと）」で探したくても出てこないということになってしまっている。中国と朝鮮半島の地名を日本語の音読みと漢字で引けるように索引を追加してくれているのは、二宮書店の一部の地図帳に過ぎない（これとて収録されているのは限られた「主な地名」のみである）。

では、カタカナ表記の中国音楽用語が『教育用音楽用語』に収録された背景にはどのような方針があったのだろうか。既に述べたように、中国楽器名をカタカナ現地音表記とした経緯を記す文献は未見である。以下は想像の域を出ないのだが、例えばある民族の楽器はその現地の人々の呼び方で呼ぶようにしようという原則があったとすれば、それはそれで正しい考え方であろう。しかしそれを、既に昔から表記の定まっている漢字圏の単語にまで用いてしまったことが、一つの要因なのではないかと思われる。

この点を、『教育用音楽用語』の「凡例」から考えてみることにしよう。その第3章「諸外国の音楽編」の「凡例」に、次のようにある<sup>45)</sup>。

凡例（諸外国の民族音楽編）

(1) 用語の表記はカタカナを基本とし、漢字表記が一般的な場合は漢字を用いた。

---

44) 「成都」は旧版の「対照表方式」では「チョンツー」だったが、新版で「チョントゥー」と改訂された。しかし旧表記の「チョンツー」はいまだに現在の教科書や地図帳に残っている。

45) 前掲『教育用音楽用語』平成6年（1994）、p. 92

(2) 「漢字又はローマ字」欄には、漢字表記を持つ場合には漢字による表記を記し、漢字表記を日本式に読む習慣が強いものについては日本式読み方を（ ）内に示し、その他の語にはローマ字による表記を記した。

(3) 同一の用語が国や地域によってさまざまに呼ばれる例が少なくないが、その場合には代表的な例を一つだけ選んで記載した。

つまりこれによれば、「漢字表記が一般的な場合」は「用語」欄に漢字を記す、その逆に「カタカナ表記が一般的な場合」は「用語」欄にカタカナを記入し、「漢字又はローマ字表記」の欄に漢字を補足する、ということになるわけである。いや冗談はやめていただきたい。「琵琶」は「琵琶」と漢字で書くことこそ「一般的」なのではないか。「ピーパー」が一般的な表記だというのは、この『教育用音楽用語』がここで初めて独自に設定したことに過ぎまい。

凡例の(1)に「用語の表記はカタカナを基本とし」とある。よって「ピーパー」「グージョン」「ジンジュ」「ミングー」という用語がその基本として採用されたのであろう。続いて「漢字表記が一般的な場合は漢字を用いた」とある。ところが、ここで漢字表記が一般的だと見なされた中国音楽用語は「均」と「調式」と「八音」のみなのである。つまり、この3語を除く「琵琶」や「古箏」や「京劇」や「民歌」などすべての中国音楽用語には「漢字表記を日本式に読む習慣」はないと見なされたことになる。いや、そんなことはなかるう。私は一応中国音楽学をやっている人間の端くれであるが、「ジンジュ」なるものは音楽教育関係以外の場では見たことがない。

試しに用語一覧に収録されている他の地域の用語、例えばインドネシアの「ガムラン」・インドの「シタール」を、中国の「ミングー」「ピーパー」と並べてみよう。

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

| 用語   | 漢字又はローマ字表記 | 備考  |
|------|------------|---|
| ミングー | 民歌         | 中国の民謡のこと。                                   |
| ピーパー | 琵琶         | 中国の弦楽器。4弦の琵琶。11～18のフレットを持つ。                 |
| ガムラン | gamelan    | インドネシアの青銅琴やゴングからなるオーケストラ。                   |
| シタール | sitar      | 北インドの弦鳴楽器。ふくべを共鳴胴とした撥弦楽器。演奏弦のほかにも多数の共鳴弦を持つ。 |

↑  
教科書等で用いる  
音楽用語

↑  
解説

- ・カタカナ用語が漢字表記を持つ場合には漢字を補う
- ・漢字表記を日本式に読む慣用が強いものは日本式読み方を記す
- ・その他の語はローマ字を記す

もちろん、児童生徒のための教科書に「gamelan」「sitar」というローマ字を提示する必要はない。「用語」の欄に「ガムラン」「シタール」というカタカナを示すのは当然である。そしてこの音楽用語一覧は教員や教科書作成者のためのものなので、「漢字又はローマ字表記」という欄が設けられて、そこに原語に対応するローマ字が補ってあるわけだ。しかしこの音楽用語一覧では、「民歌」や「琵琶」という字が「gamelan」「sitar」というローマ字表記と同等に扱われている。「ガムラン」「シタール」は、現地での呼び名をカタカナで表記したものである。故に「カタカナを基本とする」という原則に合致する。一方、中国の音楽用語は「カタカナを基本とする」という原則に必ずしも合致しない（一般的には漢字を基本とする）にもかかわらず、「カタカナを基本とする」という原則を強引に適用してしまったのではないか、ということが推測可能である。

しかし、自分たちの作った「ミングー」や「ピーパー」が、普通に用いられている「ガムラン」や「シタール」という常識的表記と同等だと主張するのは、些か不遜なのではないか。この用語集に記入すればその特殊なカタカナ表記が自ずと世間に浸透するものでもなかろう。漢字表記をカタカナ現地音表記にするという大きな改革を行うなら、中国の楽器は今後現地音式カタカナで表記する、従来の漢字表記と音読みは禁止する、ということ（昭和

20年代の社会科の時のように)「はじめに」や「凡例」にきちんと表明すべきではなかったのか。もちろん、私はそれに堂々と反対するが……。

## おわりに

例えば、中国語のできる方は「王府井」を通常「ワンフーチン」と呼ぶことであろう。「おうふせい」と音読みする方はあまりおられないのではないか。かと言って、日本語の会話の中で「今日は Wángfǔjǐng に行く」のようにそこだけ中国語発音なざる方はあまりおられまい。いかにも日本語のカタカナ読み風な抑揚で「ワンフーチン」と言うことであろう。こうした便宜的な外来語読みは当然あってよい。「虹橋」空港については、中国語のできる方は日本語の中でも「Hóngqiáo」「ホンチャオ」と言い、「こうきょう」と音読みすることは少ないような気がする。一方日本のビジネスマンの間では「にじばし」と訓読みすることが多いそうだが、これも聞き取りやすくするための便法としてはあり得ることである。「市立」と「私立」を「いちりつ」「わたくしりつ」と読むのも、誰も正しいこととは思っていないけれども、方便として便利に使っている。

では音楽用語、なかんづく楽器名の場合はいかがだろう。やはり、この方便としてのカタカナ読みとは本質的に異質であると言わざるを得ない。既に述べたように、中国楽器名をカタカナ現地音表記とした経緯を記す文献は未見である。しかし上記の考察によれば、ある民族の楽器はその現地の人々の呼び方で呼ぶという原則を、既に昔から表記の定まっている漢字圏の単語にまで当てはめてしまったことが一つの要因だと言えそうである。つまり、漢字圏の語も非漢字圏の語と同じに扱ってしまったのであろう。しかしそのことが、「ピーパー」と「琵琶」との楽器としての歴史的経緯を誤解させるような書き方に繋がっていることは忘れてはなるまい。日本の琵琶は中国から伝わって来たが、それぞれの形状や奏法は異なる、しかし全体としては「琵琶」という楽器だ、と説明すれば分かりやすいはずだ。漢字で書けば「琵琶」で、それを中国語と日本語それぞれの音読みで読んでいるんだ、という

「琵琶」が「ピーパー」とはこれいかに？

ことを基本として踏まえておくべきであろう。

児童生徒の目線で見ればどうだろう。他の楽器はカタカナなのに中国の楽器だけを漢字表記にすると子供たちに分かりにくい？ そうだろうか？

否、「ピーパー」や「ゲージョン」の方が分かりにくい、漢字は漢字で教える方が分かりやすい、とも言えるのではないか？<sup>46)</sup> そもそも「ピーパー」では後々役に立つまい。世間では「ピーパー」などと言う人はいないのだから。

さらに、上で述べたような中国語学に関する細かいことは児童生徒には関係ない、細部が少々不統一でも大体のことが子供たちにイメージできればよい、という反論もありそうな気がする。いやそれを言うなら、中国語発音ではこう読むですよというカタカナこそ、児童生徒には関係ないことであろう。もしも中国語カタカナ表記にも教育的意義があるとすれば、同じ漢字語彙でも日本語と中国語と韓国語ではそれぞれに音読みがあるんだ、ということは何となくでもよいのでイメージさせる、ということが考えられる。しかし「<sup>ピーパー</sup>琵琶」と書くならまだしも、漢字なしの「ピーパー」では、その効果も期待できない。現地音読みこそ正しい、ということ強調しすぎると、既に見たように同じ楽器のサブタイプの歴史的繋がりを断ち切ってしまう恐れもあるのである。

また現行の教科書のみを見ればよいのではない。学校における授業というものは、教授法や教材などが常に研究され開発されるものである。こうしたカタカナ表記を不統一なまま放置しておくならば、将来新たな教材が使われる際に、さらにおかしなカタカナ表記が紛れ込む可能性は否定できない。やはり教科書に使う表記はしっかりした見識に基づいて、きちんとした基準で

---

46) 子供たちが習っていない漢字は使ってはならない、見せてもならない、という考え方もあろうが、私はおかしいと思う。前出の少数民族「彝族」にしても、ルビを振っておいて、その上でこんな複雑な漢字もあるんだと生徒に面白がってもらえば結構である。子供たちは得てして漢字を面白がるし、それにまさかこの字を試験で書かせる先生はおられまいから。ちなみに、いわゆる「教科書検定基準」には「地名・人名のうち、通常漢字で表記させるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合には、振り仮名を付けるなど、適切な配慮をすること」と記されている。

作っておくべきだと思う。

以上を要するに、音楽教科書の中国楽器カタカナ表記には大きく二つの問題がある。一つは、既存の「対照表方式」のカタカナ表記を参照せず新たなカタカナの書き方を採用したため、また「音楽科方式」のカタカナが統一した基準で作られていないため、同じ発音の表記の揺れを無用に拡大してしまう可能性があることである。もう一つは、同じ種類の楽器であってもその産地によって呼び名を変えるという現地音主義によって、音楽の語彙としての楽器名のあり方を変えようとしていることである。音楽の授業の、アジアの音楽の単元で、先生が児童生徒に向かって「これは中国のピーパーです」と教えることに私が感じる違和感は、恐らくここにある。今後の動向に注目したい。

付記：本稿は2020年度科学研究費補助金基盤研究(C)「中国語教育のためのレリア・文化語彙理解の基礎的研究」(20K00873)の研究成果である。